



フジコーポレーション放射能焼却灰裁判 東京高裁でも**勝利判決！**

最新情報 ■ 8月6日 11時30分～ 東京高裁にてイーステージ判決

「表現の自由」は民主主義における大切な権利

7月15日、安保法案、衆議院委員会強行採決。

歴史に残るような日に、フジコーポレーション裁判、判決となりました。

10時30分からの同じ時間帯に20ほどの判決があり、傍聴席で聞くだけなんだろうと、安心していたところ、フジコーポレーション裁判の方は入ってくださいと言われ、普段着で来ていたのであわてました。裁判長は、佐久地域の多くの方々から注目されている裁判として、判決を最初に持ってきてくれたようでした。

判決は・・・「本件控訴を棄却する。」

判決の本文わずか3ページ。原告側の、500枚を超える証拠を提出したにしては、拍子抜けするほどあっさりしたものでした。

しかし、そこには大切なことが2点書かれていました。

1. フジコーポレーション会長は、平成24年2月18日の、県の立ち入り検査の最後に

「今後一切、連絡会には会社として対応しない。」と宣言していた事。

2. 被告が煤じんの舞い上がりが無い事を承知の上で、舞い上がりがあると表現をしたものではない事は明らかである事。(悪意が無いことが明らかである。)

つまりフジコーポレーションは、ブログによる舞い上がりの表現に対する回答もせず、前置きなく名誉棄損裁判を起こしている事、私が、最初から悪意を持って「舞い上がり」と表現をした事を証明しようとした、500枚以上の証拠は、高裁では全く認められなかったということです。

大変良い判決になったと思います。地裁判決を、より補強してくれました。高裁は全面的勝訴と言っていいと思います。保田先生、関口先生、藤原先生ありがとうございました。

「表現の自由は民主主義における大切な権利」今回のタイトルのような大上段の言葉を、裁判報告で使用し、人生の中で心から実感する時が来るとは思いませんでした。

この言葉はみんなで勝ち取った、みんなの言葉です。この判決を多くの方々が自分の事として喜んでくれ、とてもうれしいです。本当にありがとうございました。

長岡 直仁

傍聴感想

フジコーポの高裁審判決を傍聴してきた。

地裁に引き続き被告側の勝訴（控訴棄却）、それも前地裁判決の内容をほぼ全面的踏襲しており、全面勝訴と言って良いものだ。

私がこの訴訟に強い関心を持った理由は表現、言論の自由に深く関わる問題だと考えるからだ。最近の一連の政府・自民党による憲法改正、それは9条だけでなく言論・表現の自由や人権に対するものも含めてだが、この動きに大きな危機感を持っている。

こうした中で金も力もある企業が住民運動の代表者に対してそのちょっとした言葉尻を捉えて恫喝的訴訟を起した。もし判決で名誉毀損や損害賠償が認められるようなことになるならば、外圧だけでなく自己規制も含めてモノが自由に言えなくなる恐れを感じる。

勿論、言論は正確さと慎重さが必要とは思いますが、反対意見を表明する権利は最大限尊重されるべきだ。民主主義が機能し健全に運営されるためには、言論の自由が完全に保障されることが、絶対必要条件と考えるし、特に権力を持つもの（大企業も含めて）に対する疑問や批判は最大限容認される社会でなければ、これが成り立たない。

訴えたフジコーポやイー・ステージは訴訟を起す自由と権利があるというだろうが、私には**権利の乱用、更には税金の無駄使い、貴重な時間の浪費**にしか思えない。もし連絡会のブログの表現や指摘が事実と違うと言うなら、フジコーポやイー・ステージは自分たちのホームページなどで反論すればよいだけの話だ。

上級審に行くほど政権に慮った反動的（このような言い方は好きではないが）判決が出される状況では、最高裁に上告された場合一抹の不安を禁じえない。

しかし、だからこそ前述の繰り返しだし大袈裟かもしれないが、私にとっては「表現、言論の自由が保障される」か否かに関わる問題と思っている。

微力ながら今後も時間が許す限り傍聴に行きたい。G

カンパ振込先

● 郵便口座

番号：00580-7-85355

名称：放射能を考える会

● 他行からの振り込み

店番：〇五九

当座口座 番号：0085355

いつもご協力ありがとうございます。

これからいただくカンパは、
ご尽力くださった弁護士先生へのお礼になります。

編集後記

2年以上に渡ったスラップ訴訟の東京高裁判決がやっとでました。当然の勝利判決ですが、この間に費やされた時間、労力、お金は莫大なもの、弁護士さんへのお礼もこれからです。市民運動とはそれに取り組む人々の貴重な努力によってしか続けられないもの。皆様のご協力に深く感謝いたします。そしてこの判決がこれから全国の同じような運動に少しでも役立てばこれ以上の喜びはありません。残るは8月6日のイーステージ判決、又最高裁への上告も予想されます。最後までのご支援宜しく願いいたします。F, Y